

日本パソコン学院 アビバ 入会・切替入会申込契約書

契約日 平成 年 月 日
受講生番号

私は、貴社約款に基づき、申し込みをします。(ご記入の際は、お客様様裏面の約款をよくお読みください。)

受 氏名 住所 勤務先 (学校名)
電話 () 印
生年月日 年 月 日生 () 歳
短大高 科 年 電話 ()

以下は、担当者が記入します。

コース名称 ① () シスアドコース ② パソコンインストラクター1級コース ③ パソコン総合1級コース
④ パソコン総合2級コース ⑤ パソコン総合3級コース ⑥ パソコン総合基礎コース (A・B・C)
⑦ 表計算 () 級コース ⑧ インターネット () コース ⑨ ホームページ () コース
⑩ コンピュータ総合技術コース
⑪ コンピュータ総合技術コース
⑫ その他 ()
カリキュラム 別添のカリキュラム表を参照してください。
切替 現在コース 申込コース
契約期間 契約日より平成 年 月 日まで 学習指導開始日 平成 年 月 日 第 限 -
日程時間 レギュラー 曜日 月 火 水 木 金 土 日
折込 () 紹介 () 看板 ホームページ 電話帳
新聞 () 手まき () ポストイン テレビCM ポスター DM ()
地方紙 () 雑誌広告 () 交通広告 () その他 ()
納入金明細 入会金 受講料 その他 消費税 合計
お支払方法 一括払い (デビット ・ 振込 ・ 現金) ・ 分割払い (回 J ・ Q ・ A ・ O)
お支払日 月 日 残高 保印 収入印紙
備考 確かに入会申込書控 (入会約款付) 及び受講手帳を受け取りました。
平成 年 月 日 氏名 印

平成16年11月5日

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 長尾治助 様

株式会社アビバジャパン
代表取締役 牧野 常夫

回 答 書

貴法人からの2004年10月25日付け申入書を拝見し、ご回答させていただきます。

この度の貴法人よりの申入書に記載されています当社の契約に関する情報は、特定商取引に関する法律施行よりも以前に締結された契約に基づくものと思われ

ます。当社では現在、特商法は言うまでもなく、消費者契約法、消費者基本法等の関

係法令に則り、お客様との契約全般にわたり対応させていただいています。当然のことながら、実際のお客様との契約にいたる場面におきましても、いき

なり何の説明もせず契約書にご記入いただくようなことは行っておりません。ま

ず、概要書面をお渡しして、ご理解頂いた後ご説明に入っていきます。ご存知の

こととは思いますが、これも全て特商法の規定に従った対応です。繰り返しのな

りになってしまいますが、当社では関係各機関とも相談させていただきなが

ら、全社的にコンプライアンス経営に取り組んでいるところです。また当社は、今

後も皆様からのご意見を真摯に拝聴しながら、より良いパソコンスクール環境の整備充

実に取り組んで参る所存です。貴法人におかれましては、当社の事情をご理解いただければ幸です。

この度は、大変貴重なご意見を賜りまして、まことにありがとうございます。なお、ご参考までにご依頼のありました、現在当社で使用しています申込契約書(写し)を添付させていただきます。

以上の通り、回答させていただきます。よろしくお願ひします。

上記のお申し込みを確かに承諾いたしました。
法人名 株式会社アビバジャパン
代表者名 牧野 常夫
所在地 名古屋市市中村区名駅3-23-7
アビバグループ本社ビル
電話番号 052-566-2222
教室名 日本パソコン学院アビバ 校
教室所在地
電話番号 別紙「受講規定」に記載しています。
指導責任者名
契約担当者名 印

この入会申込契約書は、入会約款などの書類と同様に、特定商取引に関する法律を始めとする関連法令に則り作成されています。

入会(切替入会)約款

株式会社アビバジャパン

お申し込みの際は、本約款、受講規定、料金表及び裏面の入会申込契約書をあわせてよくお読みください。

(契約の成立)

第1条 日本パソコン学院アビバ及びアビバサテライトアカデミー(以下「アビバ」という)入会・切替入会申込者(以下「申込者」という)は、教記契約書の記載内容及び次条以下の条項を確認及び承諾の上、契約書記載の日付において契約書記載のアビバ教室(以下「教室」という)に対して入会の申込みを行い、アビバはこれを承諾します。

(役務の提供及び対価の支払)

第2条 アビバは、申込者に対し、アビバが設定する学習指導カリキュラム(以下「コース」という)の中から申込者が選択した契約書記載の名称内容の役務を提供します。

2 申込者は、入会金、受講料、その他契約書に記載された金額を、契約書の定める方法によりアビバの指定する期日までに支払うこととします。

3 申込者が、前項の受講料等の金額の全部または一部の支払いにクレジット契約を利用する場合は、利用するクレジット会社と締結する立替払契約に従ってください。

(学習指導の形態)

第3条 契約書記載の指導形態の定義は、以下の通りとします。

- ① 個別指導とは、所定の指導時間内に講師が教室内の複数の生徒を巡回して、生徒の必要に応じて個別に学習指導を行うものとします。
- ② 個人指導とは、一人の講師が一人の生徒に対し、所定の指導時間を通して、マンツーマンで指導を行うものとします。
- ③ 一斉指導とは、所定の教室で所定の指導時間内に一人の講師が複数の生徒に対して授業形式で同一の指導をするものとします。

(学習指導の開始日)

第4条 本契約において、学習指導の開始日(初回授業)とは、契約書の受講内容の期間欄に記載した日付の始期とし、所定の教室において、学習指導の準備等がなされており契約書内容の変更がない限り、現実の受講の有無を問わないものとします。

(学習指導の実施場所)

第5条 アビバは、契約書記載の教室において学習指導を行います。但し、やむをえない事情がある場合には、他の場所に転移するかまたは他の日時に変更する事があります。

(契約期間と受講期間)

第6条 契約期間は、契約書記載の期間とします。特別の事情に基く申込者とアビバ双方の合意がない限り、変更することはできません。

2 受講期間(目安の期間)は、受講規定に記載してあるコースごとの指導内容に拠る合理的な期間ですので、受講期間内に修了するようにしてください。受講期間は2年以内を限度とします。但し、「パソコンインストラクター1級コース」は授業研究等の特別なカリキュラムが含まれますので、一部の通学方法では若干受講期間が延長されます。なお例外的に、事情がある場合には有効期限内であれば延長することができます。

3 申込者がさらに別のコースを申し込んだ場合は、当然別個の契約であり、新たに申し込んだコースの契約期間が追加されます。

(クーリングオフとその方法)

第7条 アビバは、本契約書の交付をした日から、その日を含む8日以内に、申込者から書面による契約申し込みの撤回又は契約解除の申し入れがあった場合には、無条件でこれに応じ、名称の如何を問わず受領した金銭金額を速やかに返還するとともに、解約手数料等の請求をしないものとします。

2 本条の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者が申込みを撤回する旨又は契約を解除する旨を記載した書面を、アビバ宛に発信した時より効力を生じます。

(契約の解除とその方法)

第8条 アビバは、第7条本文に定めるクーリングオフ期間の経過後、申込者より書面により契約の解除の申し出があった場合には、アビバに書面が到達した日をもって契約を終了させるものとします。この場合既納入金については、①契約するに際して裏した書面や生徒管理情報の作成・入力費等の初期費用15,000円、②提供済み受講料、及び③下記表のとおりのアビバ受講契約の解約手数料を控除精算した上で、残金を速やかに申込者に返却するものとします。

| 契約終了日 | 解約手数料 |
|---------|---|
| 学習指導開始前 | 15,000円(②、③はありません) |
| 学習指導開始後 | 契約受講料から、上記①及び②の金額を控除した残金のうち5万円または、20%に相当する額のいずれか低い額 |

2 申込者が実際に支払った金額が、契約の解除を希望する時点で、前項①から③までの合計額より少ない場合には、必要金額にみつるまでお支払いいただきます。

(損害賠償)

第9条 アビバの施設又は業務の遂行に起因して、生徒等の第三者の生命・身体に危害を及ぼし、または財産に損害を与えたことについて法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、アビバは相応の補償を行います。但し、パソコンのハードウェア自体等に起因する、いわゆる製造者責任に基づく損害(電磁波等による身体への影響等)については、アビバは一切の責任を負いません。

2 生徒の通学途上等アビバの管理下でない状況下で発生した事故、または生徒の個人的事情により技術・知識が向上しないことに起因する損害、ならびにアビバ教室において生じた盗難及び紛失については、アビバは一切損害賠償の責任を負いません。

(前受金の保金及び抗弁権の放棄)

第10条 アビバの資産から分離した形態での保金は行っていませんが、アビバの流動資産及び固定資産として、安全に保蔵されています。

2 クレジットを利用している場合には、アビバとの間の事情が解消されるまでの間、債権会社への支払い拒絶を申立てることができます。

(個人情報の保護)

第11条 入会契約に際してアビバが収集した個人情報、生徒への適切な指導、管理及び情報提供を行うためにのみ使用します。

(紛争の解決)

第12条 本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、アビバと申込者(生徒)との両者協議の上、解決するものとします。

2 前項の協議が調わない場合は、アビバ、申込者(生徒)いずれかの申し出により、経済産業大臣認可全国パソコン教育事業協同組合に相談をすることができます。

3 本約款に定めのない事項については、民法等の関連法令に従い、なおかつ解決できない場合には、名古屋地方裁判所を合意管轄裁判所として問題の解決につとめます。

(改定)

第13条 本約款及びアビバ受講規定は、社会情勢の変化等に応じて、改定することがあります。